

フードスタンプ・プログラムの改正により、さらに多くの合法的移民がフードスタンプを受けられるようになります。

私は米国市民ではありませんが、フードスタンプを受けることはできますか？

- ご本人が合法的な永住民であり、またご本人、その配偶者、または両親が米国で働いたことがある記録があれば（必要就労期間を満たしているかどうかは、フードスタンプ・オフィスで判断できます）、今現在においてフードスタンプを受けられる場合があります。難民として米国に入国した方や、特定の移民にも資格があります。また、1996年8月22日時点で米国に合法的に在住し、**かつ**（1）その当時65歳であった場合（1931年8月22日以降に生まれた場合）、**または**（2）現在障害者手当を受けている場合、**あるいは**（3）現在18歳未満である場合は、フードスタンプを受ける資格があります。また、資格がある身分で米国に5年間在住した場合は、フードスタンプを受けられる場合があります。

フードスタンププログラムはどのように変更されたのですか？

- 2002年5月13日、ブッシュ大統領は「Farm Security and Rural Investment Act of 2002（2002年農業法）」という法案に調印しました。この法律によって、フードスタンプ・プログラムの所得および資産要件を満たしていることを条件に、さらに多くの低所得非市民および合法的な移民がフードスタンプを受けられるようになります。

新しい法律はいつ施行されますか？

- 2002年農業法の対象となる合法的な移民は、早ければ2002年10月1日からフードスタンプを受けることができるようになります。ただし、大多数の人はそれよりも後にならないとフードスタンプを受けることはできません。以下の表は、いつフードスタンプを受けられるようになるかの説明です。

2002年農業法は、フードスタンププログラムの要件を満たし、**かつ**以下に該当する合法的な移民にフードスタンプを受ける資格を与えます。

- ✓ 障害者手当（SSIや障害関連のメディケイド（障害者/低所得者対象の医療扶助制度）など）を受けている（このグループに該当する人の資格は、**2002年10月1日**に始まります）、または
- ✓ 「資格がある身分」で米国に5年間在住した（このグループに該当する人の資格は、**2003年4月1日**に始まります）、あるいは
- ✓ 18歳未満で、かつ1996年8月22日以降に米国に入国した（このグループに該当する人の資格は、**2003年10月1日**に始まります）。

「資格がある移民」にはどの移民が該当しますか？

- 資格がある移民には、合法的な永住民（グリーンカードを持っている人）、難民、亡命者、国外追放または退去の引き留めを許可された方、キューバ/ハイチからの入国者、最低1年間米国において移民帰化局による臨時入国許可を受けたことがある個人、条件付き入国者、および家庭内暴力の犠牲者などの移民が該当します。

この法律によって、すでにフードスタンプを受ける資格を持っている移民に関する規則が変わることがありますか？

- いいえ、以前から資格がある方はすべて、現在も資格があると見なされます。

この法律によって、人道的理由から米国内にいる非市民にも、資格は与えられますか？

- はい。2002年農業法の結果、難民、亡命者、アメラジアン（アメリカ人とアジア人の間に生まれた子供）、およびキューバやハイチからの入国者に対する、7年間のフードスタンプを受ける期間制限がなくなりました。2003年4月1日より、これらの非市民は、プログラムの所得と資産に関する要件を満たしていれば、フードスタンプを受けられるようになります。

フードスタンププログラムを受けることは、障害者であることの証明になりますか？

- いいえ。視覚障害または身体障害があるためにメディケイド（障害者/低所得者対象の医療扶助制度）などのプログラムから手当や支援を受けている必要があります。

自分がフードスタンプを受ける資格を持つ移民ではなくても、市民であるその子供がフードスタンプを受けることはできますか？

- はい。自分の子供、または資格を持つ同世帯内のその他の個人のためにフードスタンプを申し込む時は、自分に関する書類を提出する必要はありません。ただしこの場合でも、フードスタンプの金額を決定するために、自分の所得と資産を証明する書類をフードスタンプ・オフィスの職員に見せる必要があります。

フードスタンプを受けることは、市民権を取得する時に問題になりますか？

- いいえ。フードスタンプを受けることによって、移民が「public charge（パブリックチャージ、米国社会の負担になる可能性がある人）」と見なされることはありません。つまり、フードスタンプを受けていることを理由に、国外追放されたり、米国への入国を拒否されたり、永住資格「グリーンカード」を拒否されることはありません。

フードスタンプの申し込み方法、または詳しい情報の入手方法は？

- フードスタンプを受けるには、地元のフードスタンプ・オフィスに申し込み書を提出します。通常、申し込み書は地元の社会福祉・オフィスに置いてあります。
- 詳しい情報は、電話帳の青いページにある「social services department（社会福祉事業部）」または「welfare department（福祉サービス部）」の項目に載っている地元のフードスタンプ・オフィスか、全国共通トールフリー（フリーダイヤル）番号 **1-800-221-5689**までお電話ください。
- 全国共通トールフリー番号には、スペイン語を話すオペレーターもいます。

アメリカを強くするフードスタンプ・プログラム